



鳥取県公報

平成15年 5月30日(金)
第 7 4 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (357) (協働推進室)	1
	特定計量器の定期検査の実施 (358) (経済交流課)	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (359) (")	2
	国土調査の指定 (360) (耕地課)	4
	国土調査の成果の認証 (361) (")	4
	公共測量の実施 (362) (管理課)	4
	県道の区域の変更 (363) (道路課)	5
	県道の供用の開始 (364) (")	5

告 示

鳥取県告示第357号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年 5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6939	雑誌その他の 刊行物	月刊実話ドキュメント 2003 6月号	雑誌 05267 - 6	竹書房
6940	"	BOY'Sピアス 6月号	雑誌 08177 - 06	株式会社マガジン マガジン
6941	"	実話ナックルズ 6月号	雑誌 04877 - 6	ミリオン出版株式会 社
6942	"	増刊 特冊新鮮組 6 / 1号	雑誌 24396 - 6 / 1	竹書房
6943	"	コットンコミック 6月号	雑誌 03777 - 6	株式会社東京三世社

6944	"	DOS/V USER DELUXE 6月号 こってり	雑誌 06755 - 06	株式会社宝島社
------	---	-------------------------------	------------------	---------

鳥取県告示第358号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡 名和町	平成15年7月1日（火）	午後1時から 午後3時まで	西伯郡名和町大字御来屋263 - 1 名和町公民館
西伯郡 大山町	平成15年7月2日（水）	"	西伯郡大山町末長269 - 1 大山町中央公民館
西伯郡 淀江町	平成15年7月3日（木）	"	西伯郡淀江町大字淀江480 淀江中央公民館
西伯郡 岸本町	平成15年7月4日（金）	"	西伯郡岸本町吉長37 - 3 岸本町役場
西伯郡 中山町	平成15年7月7日（月）	"	西伯郡中山町下甲1120 中山町農村環境改善センター
西伯郡 日吉津村	平成15年7月8日（火）	"	西伯郡日吉津村大字日吉津965 - 1 日吉津村中央公民館
西伯郡 会見町	平成15年7月9日（水）	"	西伯郡会見町天萬558 会見町公民館
西伯郡 西伯町	平成15年7月10日（木）	"	西伯郡西伯町大字法勝寺167 - 2 プラザ西伯
西伯郡	平成15年7月18日（金）	"	米子市夜見町3001 - 6 鳥取県産業技術センター機械素材研究所
"	平成15年8月1日（金）から同月29日（金）までの日（日曜日、土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

鳥取県告示第359号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

トスク株式会社本店

鳥取市行徳一丁目103

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前 午前9時から午後8時30分まで

変更後 午前8時30分から午後9時30分まで

3 変更年月日

平成15年5月1日

4 届出年月日

平成15年4月21日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

トスク株式会社 代表取締役 武田 治良衛門

鳥取市行徳一丁目103

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,480²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収用台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収用台数 520台

イ 駐輪場の位置及び収用台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収用台数 125台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 620²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 36.5³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 7か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年5月30日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済交流課
鳥取市尚徳町116
鳥取市商工農林水産部商工振興課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第360号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、次の調査を平成15年5月30日に国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成15年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
米子市	米子市富益町の一部	平成15年7月2日から平成16年3月31日まで	0.06

鳥取県告示第361号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
船岡町	平成12年度から平成14年度まで	船岡町（大字大江の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡船岡町大字大江の一部	平成15年5月30日

鳥取県告示第362号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年5月9日から同年12月25日まで
- 3 作業地域 岩美郡岩美町大字蒲生から気高郡青谷町大字長和瀬まで（一般国道9号敷付近）
鳥取市内（一般国道29号及び一般国道53号敷付近）
八頭郡若桜町大字落折から同郡郡家町大字堀越まで（一般国道29号敷付近）
八頭郡智頭町大字奥本から同郡河原町大字布袋まで（一般国道53号敷付近）

鳥取県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年5月30日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前 後 別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取港線	変更前	鳥取市古海字下村土居下821 - 1地先から同市古海字東開発ノ二748 - 17地先まで	9.3 ~ 20.0	230.0
	変更後	鳥取市古海字上鷹津838 - 47地先から同市古海字東開発ノ二748 - 17地先まで	9.5 ~ 49.0	225.0

路線名	区 間	変 更 前 後 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
秋里吉方線	鳥取市行徳二丁目891地先から同市行徳一丁目371 - 1地先まで	変更前	6.0 ~ 31.0	255.0
		変更後	6.0 ~ 45.0	238.0
鳥取港線	鳥取市古海字上鷹津838 - 53地先から同市行徳一丁目301地先まで	変更前	10.4 ~ 27.0	775.0
		変更後	16.0 ~ 54.0	754.0

鳥取県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年5月30日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般縦覧に供する。

平成15年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
秋里吉方線	鳥取市行徳二丁目891地先から同市行徳一丁目371 - 1地先まで	平成15年5月31日
鳥取港線	鳥取市古海字上鷹津838 - 47地先から同市古海字東開発ノ二748 - 17地先まで	〃
	鳥取市古海字上鷹津838 - 53地先から同市行徳一丁目301地先まで	〃

